

公益社団法人日本地すべり学会 研究発表会発表認定内規

(目的)

第1条 本内規は、公益社団法人日本地すべり学会(以下、学会)の研究発表会において、会員による研究発表が適正に行われ、正式発表と認められるための条件を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 研究発表会では、研究発表会当日に発表者が口頭で研究発表する口頭発表と、研究内容を表示したポスターを大会実行委員会が指定する会場に張り出し、定められた発表説明責任時間(以下、コアタイム)にポスターを用いて発表を行うポスター発表が設けられる。本内規は、口頭発表、ポスター発表を対象とする。

(発表申し込みとその受理)

第3条 大会での発表を申し込むものは、本学会の会員であり、かつその年度の会費を納入済みでなくてはならない。なお実行委員会および事業計画部の依頼による招待発表についてはこの限りではない。

2. 大会で発表するものは、以下の条件を満たさなければならない。以下の条件が満たされない場合、発表申し込みは受理されない。または受理が取り消される。

- (1) 大会で発表するものは、当該発表会の実行委員会および事業計画部が指定する期日までに発表申し込みをしなければならない。
- (2) 発表申し込み者は、口頭発表、ポスター発表いずれかの発表部門を選択して申し込むことができる。ただし、発表者数や会場の制約により、実行委員会および事業計画部が、発表部門の変更を依頼する場合がある。
- (3) 発表申し込み者は、実行委員会および事業計画部が指定する期日までに、研究発表会用に作成される講演集の原稿(以下、講演要旨)を提出しなければならない。なお、ポスター発表者も講演要旨を提出するものとする。
- (4) 発表申し込み者は、大会参加費を実行委員会が指定する期日までに納入しなければならない。ただし、特別配慮すべき事情がある場合は、事前に実行委員会に申し出て、その許可を得ることにより期日後に納入することができる。

(発表研究の条件)

第4条 発表研究は、研究発表会での発表時において未発表のものとする。

2. 発表は1人1件とする。ただし、異なる内容の発表である場合は、同じ発表者が口頭発表、ポスター発表両方で発表することは可能である。なお、連名発表者については、発表数の制約を設けない。

(発表の成立条件)

第5条 口頭発表は、「講演集への講演要旨の掲載」、「口頭での発表および発表後の質疑応答」両方を満たすことで発表と認められる。

2. ポスター発表は、「講演集への講演要旨の掲載」、「ポスターの掲示」、「コアタイムでの発表説明」の3つを満たすことで発表と認められる。なお、発表者は、コアタイムの時間は自分のポスターの前に在籍していなければならない。また原則として、ポスターは実行委員会が定める時間、掲示される必要がある。

(発表者の交代)

- 第6条 発表者がやむをえない理由で口頭発表、あるいはポスターの掲示およびコアタイムでの発表説明ができなくなった場合、事前に実行委員会にその旨を連絡し、その承認を得て、連名発表者が交代発表をすることができる。
2. 交代発表者は原則として学会員であることが必要である
 3. 発表者の交代は、必ず事前に実行委員会の承認を得るものとし、無届け、および座長への届け出のみで交代することはできない。

(発表の認定)

- 第7条 本内規を遵守した発表について実行委員会および事業計画部は、当該研究発表会における研究発表と認める。
- 2 本内規では、当該研究発表会に申込みされた発表の内、実行委員会および事業計画部の承認を得て発表者本人の責任で、発表を取り下げるものを「発表取り下げ」とする。また実行委員会および事業計画部が「発表した」として認められないと判断したものを「発表取り消し」とする。

(発表の取り下げ)

- 第8条 発表者の事情により発表を取りやめる場合や、発表交代者がいないため当日発表ができない場合等は、事前に実行委員会にその旨を連絡し、その承認を得るものとする。この手続きを行った当該発表について「発表取り下げ」とする。
2. 「発表取り下げ」の場合、既にCD版や冊子体の講演集の作成が終了している場合は講演要旨が講演集内に存在するが、学会としては発表取り下げと同時に当該講演要旨も取り下げられたものとして扱い、参照や引用はできない。
 3. 研究発表会終了後に、学会誌等に、発表者の都合により「発表取り下げ」となった旨を公表する。
 4. 事前連絡がなく、口頭発表、あるいはポスターの掲示およびコアタイムでの発表説明が行われなかった場合は、実行委員会および事業計画部は、原則として当該発表を「発表取り消し」として扱う。

(発表の取り消し)

- 第9条 研究発表会において研究発表と認められるものは、本内規を遵守したものに限られる。発表会終了後に実行委員会および事業計画部により確認を行い、本内規に反していることが確認された発表については「発表取り消し」とする。
2. 「発表取り消し」とした発表については、講演要旨が講演集内に存在するが、学会として当該講演要旨は取り消したものとして扱い、参照や引用はできない。
 3. 「発表取り消し」とした発表については、研究発表会終了後に、学会誌等に、「発表取り消し」となった旨、公表する。
 4. 繰り返し故意に「発表取り消し」となる等の悪質な場合について、事業計画部は個別に検討し対処することができる。

(改廃)

- 第10条 本内規の改廃は事業計画部の承認により行う。

附則

E2-4

本内規は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。